

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子黒板の借入れ
- (2) 物品名及び数量
別添仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日
- (4) 納入方法及び納入場所
納入物品等が、全て作動することを双方が確認した上で、愛媛県総合教育センターに納入すること。（詳細は別添仕様書による。）
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、1 月当たりの借入代金とすること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

次の各号のいずれの要件にも該当し、適正かつ確実に業務に遂行できることの確認を受けた者であること。（確認方法については、下記 8 のとおり）

- (1) 知事の審査を受け、令和 5・6・7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者。
- (4) 過去 5 年間に於いて、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績を有する者であること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又は「プライバシーマーク」認証を取得している者であること。

3 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び入札仕様確認書を提出し、入札参加資格及び仕様の確認を受けること。

(1) 提出方法

- ア 提出先 下記 14 の場所とする。
- イ 提出期限 令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時 15 分まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送（期限必着）
※ ただし、入札仕様確認書作成要領に記載したとおり、明細書（様式 1）、使用対応表（様式 2）、については、電子データを併せて提出すること。
- エ 受付時間 持参する場合は、土、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く）とする。

(2) 入札仕様確認書の作成方法

別添入札仕様確認書作成要領のとおり

(3) 入札参加の可否の通知

入札参加資格の確認結果は、申請書を提出した者に対して、入札までに「入札参加資格決定通知書」により通知する。

4 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 日時：令和8年3月26日（木）午前10時00分
- (2) 場所：愛媛県総合教育センター本館1階 会議室
- (3) 開札：即時開札とする。

5 入札及び開札

- (1) 入札は、入札参加者又はその代理人が出席して行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めないものとする。なお、原則として、入札会場には入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (3) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
- (4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

6 入札の方法等

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札執行者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することが出来る。
 - ア 物品名及び数量
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行者は、必要と認められるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。
- (11) 入札金額は当該業務に要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札

決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (12) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、入札回数は 3 回を限度とする。3 回で落札しない場合は、2 回を限度として見積に移行するものとする。

7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札参加者又はその代理人が同一入札に対して提出した 2 以上の入札書
- (3) 件名及び入札金額のない入札書
- (4) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (9) 入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (12) その他、入札に関する条件に違反した入札書

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

9 契約書作成の要否 要

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、上記 3 に掲げる入札参加資格提出期限までに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を愛媛県総合教育センターのホームページ上からダウンロードして電子メール（sogo-kyoiku-cnt@pref.ehime.lg.jp）にて提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 5 以上の金額を入札日に納付しなければならない。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者はこれを免除する。
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱については、愛媛県会計規則の規定による。

11 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続に従い納付しなければならない。
ただし、上記 10 の (1) において、免除の決定を受けた者はこれを免除する。
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る扱いについては、愛媛県会計規則の規定による。

12 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又は代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又は代理人は、入札公告等において求められた物品等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手続上知り得た各種情報を、開催日以降も外部に一切漏らしてはならない。

13 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。
- (2) 質疑事項の取り扱いは、次のとおりとする。
 - ア 提出方法：別添「質問書」を電子メールにて下記 14 のメールアドレスに提出すること。
件名は、「電子黒板調達に関する照会」とすること。
 - イ 提出期限：令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時 15 分まで
 - ウ 回答方法：愛媛県総合教育センターのホームページ上に掲載する。

14 照会先

- (1) 担当係名 愛媛県総合教育センター総務課
- (2) 所在地 〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地
- (3) 電話番号 089-963-3111
- (4) メールアドレス sogo-kyoiku-cnt@pref.ehime.lg.jp

※入札当日に必要なもの

- 入札参加資格決定通知書
- 入札保証金（入札保証金免除の決定を受けた者以外。）
- 入札書（当日配付するものを使用することも可。）
- 委任状（代理人が入札に参加する場合。）
- 代表者印（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑。）